

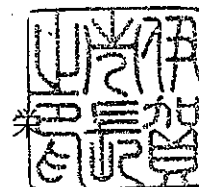
伊賀市告示第 182 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

なお、この処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成 26 年 9 月 29 日

伊賀市長 岡 本



記

1 変更の内容

伊賀市予野字上切に編入する区域

伊賀市予野字西出 2635 の 3、2642 の 4、2643 の 1、2644、2644 の 2、2644 の 4、2645 から 2647 まで、2649 から 2653 まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、治田字釜ヶ淵 5332 の 1、5333、5337、5338 の 1、5338 の 2、5339、5342 から 5345 まで、5346 の 1、5354 の 1、5363、5367、5368、5370 の 2、5373 の 2、5374、5375 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部